日本福祉大学学位規則

（目的）

第1条　この規則は、日本福祉大学学則及び日本福祉大学大学院学則により、日本福祉大学（以下、「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位・専攻分野の名称）

第2条　本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その専攻分野の名称は、次のとおりとする。

〔学士〕

学　　部	学　　科	専攻分野の名称
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
経済学部	経済学科	経済学
福祉経営学部	医療・福祉マネジメント学科	福祉経営学
健康科学部	リハビリテーション学科 福祉工学科	健康科学
教育・心理学部	こども学科	こども学
	学校教育学科	学校教育
	心理学科	心理学
国際学部	国際学科	国際学
看護学部	看護学科	看護学
スポーツ科学部	スポーツ科学科	スポーツ科学
工学部	工学科	工学

〔修士〕

研究科	専　　攻	専攻分野の名称
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（通信教育）	社会福祉学
	心理臨床専攻	心理臨床
医療・福祉マネジメント研究科	医療・福祉マネジメント専攻	医療・福祉マネジメント
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻（通信教育）	開発学
看護学研究科	看護学専攻	看護学
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学

〔博士〕

研　究　科	専　　攻	専攻分野の名称
福祉社会開発研究科	社会福祉学専攻	社 会 福 祉 学
	福祉経営専攻	福　祉　経　営
	国際社会開発専攻（通信教育）	開　　発　　学

（学士の学位授与の要件）

第3条　学士の学位は、本学学則第47条の定めにより、本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条　修士の学位は、本学大学院学則第20条の定めにより、修士課程を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条　博士の学位は、本学大学院学則第21条の定めにより博士課程を修了した者に授与する。

2　前項に定める者のほか、博士の学位は、学位論文を提出してその審査及び所定の試験に合格し、かつ前項の者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（修士学位申請論文の提出）

第6条　第4条により修士の学位を請求しようとする者は、自著の論文4通に履歴書及び所定の修士学位申請書を添えて、学長に提出しなければならない。

2　修士論文は、所定の期日までに提出しなければならない。この場合、提出する際の要件等は各研究科において定める。

（修士論文の審査及び最終試験）

第7条　研究科委員会は、第6条に定める修士論文審査及び最終試験を、次の手続きによって行う。

(1) 研究科委員会は本大学院の教員の中から主査委員１名、副査委員2名以上を選出する。ただし、必要と認めたときは、他の大学院または研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(2) 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験を行う。最終試験は、修士論文を中心に、これに関連ある研究領域について、口頭試問によって行う。

(3) 修士論文及び最終試験の合否は、主査が副査の意見を徴して決定する。合否成績の表示は、S・A・B・C及びDとし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

(4) 審査委員は、修士論文及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

（課程による博士学位論文の提出）

第8条　第5条第1項により博士の学位を請求しようとする者は、自著の論文に、論文目録、論文の要旨、履歴書及び所定の博士学位申請願書を必要部数添えて、学長に提出しなければならない。

（課程を経ない者の博士学位論文の提出）

第9条　第5条第2項により博士の学位を請求しようとする者は、前条に定められた書類の他に、別表に定める審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2　本学大学院の博士課程を満期退学した者が、満期退学後3年を越え再入学しないで博士学位の授与を申請する場合は、前項の規定によるものとする。

3　審査手数料及び返還については、別表に定める。

（博士学位論文の受理、審査の付託）

第10条　博士学位論文（以下、「博士論文」という。）の受理は、研究科委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

2　学長は、受理することに決定した博士論文について、研究科委員会にその審査を付託する。

（課程を経ない者の学力の確認）

第11条　第5条第2項の学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、筆答または口頭の試問の方法によるものとする。

2　第9条第2項により、退学した者が5年以内に博士論文の審査を申請する場合は、前項の試問を免除することができる。

（博士学位論文の審査及び最終試験）

第12条　研究科委員会は、第10条の規定により博士論文の審査を付託されたときは、博士論文審査及び最終試験又は学力の確認を、次の手続きによって行う。

(1) 研究科委員会は本大学院の教員の中から主査委員1名、副査委員2名以上を選出する。ただし、必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(2) 審査委員は、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。最終試験は、博士論文を中心に、これに関連ある研究領域について、口頭試問によって行う。

(3) 博士論文及び最終試験又は学力の確認の合否は、主査が副査の意見を徴して決定する。

(4) 審査委員は、博士論文及び最終試験又は学力の確認の結果を、論文の要旨と審査結果を添えて研究科委員会に報告する。

（審査期間）

第13条　審査委員は、修士の学位についてはその学年度末までに、また博士の学位については論文受理後1年以内に、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、博士の学位については、特別の事由があるときは、研究科委員会の議をもって、その期間を延長することができる。

2　前項の規定により期間を延長するときは、その旨を直ちに学位の申請者に通知する。

（学位授与の審議）

第14条　研究科委員会は第7条第4項又は第12条第4項の報告に基づき、学位を授与する

ことの可否を審議する。

2　前項の審議は、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3　研究科委員会が第1項の審議を行なったときは、その結果を、文書をもって学長に進達しなければならない。

（学位の授与）

第15条　学長は、前条第3項の報告に基づき、学位を授与できると認めた者には学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

（文部科学大臣への報告）

第16条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（博士論文要旨等の公表）

第17条　博士の学位を授与したとき大学は、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りではない。

2　前項の規定により公表するときは、「日本福祉大学審査学位論文」である旨を明記しなければならない。

3　第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4　前項の規定により公表するときは、「日本福祉大学審査学位論文の要約」である旨を明記しなければならない。

5　博士の学位を授与された者が行う第1項及び第3項の規定による公表は、大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（学位名称の使用）

第19条　本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「日本福祉大学」と付記しなければならない。

（学位授与の取消）

第20条　本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があったとき、又は学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学士の学位にあっては当該学部教授会の、修士及び博士の学位にあっては研究科委員会のそれぞれ3分の2以上の出席と出席者の4分の3以上の賛成の議決に基づいて、すでに授与し

た学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（学位記の書類の様式）

第21条　学位記及び学位申請関係書類の様式は、別にこれを定める。

附　則

1　この規則は、昭和44年4月1日からこれを施行する。

2　この規則は、昭和49年4月1日から一部改正施行する。

3　この規則は、昭和50年4月1日から一部改正施行する。

4　この規則は、平成3年9月15日から改正施行する。

5　この規則は、平成4年4月1日から改正施行する。

6　この規則は、平成7年4月1日から改正施行する。

7　この規則は、平成８年4月1日から改正施行する。

8　この規則は、平成11年4月1日から改正施行する。

9　この規則は、平成12年4月1日から改正施行する。

10　この規則は、平成13年4月1日から改正施行する。

11　この規則は、平成14年4月1日から改正施行する。

12　この規則は、平成14年4月1日から改正施行する。

13　この規則は、平成15年4月1日から改正施行する。

14　この規則は、平成16年4月1日から改正施行する。

15　この規則は、平成17年3月28日から改正施行する。

16　この規則は、平成18年3月25日から改正施行する。

17　この規則は，平成19年4月1日から改正施行する。

但し、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程、情報・経営開発研究科博士前・後期課程及び国際社会開発研究科国際社会開発専攻博士後期課程（通信教育）の平成18年度以前の入学者については従前の例による。

18　この規則は、平成20年4月1日から改正施行する。

但し、社会福祉学部心理臨床学科、情報社会科学部人間福祉情報学科、情報社会科学部生活環境情報学科及び福祉経営学部国際福祉開発マネジメント学科の平成19年度以前の入学者については従前の例による。

19　この規則は、平成21年4月1日から改正施行する。

但し、社会福祉学研究科福祉マネジメント専攻修士課程、福祉経営・人間環境研究科福祉経営専攻修士課程、人間環境情報専攻修士課程の平成20年度以前の入学者については従前の例による。

20　この規則は、平成22年4月1日から改正施行する。

21　この規則は、平成25年5月25日から改正施行する。

但し、平成25年4月1日前に博士の学位を授与されたものについては従前の例による。

22　この規則は、平成26年6月30日から改正施行する。
但し、社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程の平成26年度以前の入学者については従前の例による。
23　本規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
24　本規則は、平成29年4月1日から改正施行する。
25　本規則は、平成30年4月1日から改正施行する。
26　本規則は、平成31年4月1日から改正施行する。
27　本規則は、令和2年4月1日から改正施行する。
28　本規則は、令和3年4月1日から改正施行する。
29　本規則は、令和6年4月1日より改正施行する。
30　本規則は、令和7年4月1日より改正施行する。但し、教育・心理学部子ども発達学科、健康科学部福祉工学科の令和6年度以前の入学者および令和7年度以降に当該学科に編入学、転学、転籍した者については従前の例による。

別表

学位授与審査手数料

審査種類	属性	手数料
博士学位授与 第１次審査	本学大学院博士課程満期退学後３年以内の者、及び本学専任教員	0 円
	本学大学院博士課程満期退学後３年を越えた者	50,000 円
	上記以外の者	100,000 円
博士学位授与 本審査	本学大学院博士課程満期退学後３年以内の者、及び本学専任教員	50,000 円
	本学大学院博士課程満期退学後３年を越えた者	100,000 円
	上記以外の者	150,000 円

1. 審査手数料は、各審査申請時に一括して納入する。
2. 既納の審査手数料は返還しない。

様式１（第３条の規定により授与する学位記の様式）

第　　号

学　位　記

氏　名

生年月日

本学　　学部　　学科の課程を修め本学を卒業したので

学士（　　）の学位を授与する。
年　　月　　日
日本福祉大学　学長　　印

様式 2（第 4 条の規定により授与する学位記の様式）

第　　号
学　位　記

氏　名
生年月日
本学大学院　　研究科　　専攻の　　課程において所定の単位を取得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（　　）の学位を授与する。
年　　月　　日
日本福祉大学　学長　　印

様式 3（第 5 条第 1 項の規定により授与する学位記の様式）

第　　号
学　位　記

氏　名
生年月日
本学大学院　　研究科　　専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（　　）の学位を授与する。
年　　月　　日
日本福祉大学　学長　　印

様式 4（第 5 条第 2 項の規定により授与する学位記の様式）

第　　号
学　位　記

氏　名
生年月日
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士

（　　）の学位を授与する。

年　　月　　日

日本福祉大学　学長　　印